

各位

会社名 株式会社天満屋ストア

代表者名 取締役社長 野口 重明

(コード:9846 東証スタンダード市場)

お問合せ先 執行役員管理本部長

國府 慎一郎

(TEL 086-232-7265)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 4 月 14 日開催の取締役会において、2022 年 5 月 26 日開催予定の第 53 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号附則)第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されるため、変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第1条~第13条(条文省略)	第1条~第13条(現行どおり)
(参考書類等のインターネット開示)	_(削除)_
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株	
主総会参考書類,事業報告,計算書類	
および連結計算書類に記載または表	
示すべき事項に係る情報を,法務省令	
の定めるところにより、インターネッ	
トを利用する方法で開示することが	
<u>できる。</u>	

現行定款	変 更 案
(新設)	(参考書類等の電子提供措置)
	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報
	について,電子提供措置をとるものと
	<u>する。</u>
	2 当会社は、電子提供措置事項のうち法
	務省令で定めるものの全部または一
	部について, 書面の交付を請求した株
	主に対して交付する書面に記載する
	ことを要しないものとする。
 第 15 条~第 31 条(条文省略)	第 15 条~第 31 条(現行どおり)
(新設)	附則
	第1条 変更前定款第14条の規定の削除および
	変更後定款第14条の規定の新設は、会
	社法の一部を改正する法律(令和元年
	法律第70号)附則第1条ただし書きに
	定める施行日(以下,「施行日」という。)
	から効力を生ずるものとする。
	2 施行日から次の定めを有するものとす
	る。なお、本定めは、施行日から6か月
	を経過した日,もしくは施行日から6
	か月以内に開催する最後の株主総会の
	日から3か月を経過した日のいずれか
	遅い日まで、効力を有するものとする。
	当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類,事業報告,計算書類
	および連結計算書類に記載または表
	示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるトニスにより、インターネッ
	の定めるところにより、インターネットが利用する土はる関ラナスことが
	トを利用する方法で開示することが
	できる。
	3 本附則は、前項で定めるいずれか遅い
	<u>日をもってこれを削除する。</u>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 5 月 26 日 (木曜日)定款変更の効力発生日2022 年 5 月 26 日 (木曜日)